近代日本農村における初等教育の定着

-- 広島県賀茂郡上黒瀬村の事例 --

梶 井 一 暁

(キーワード:近代日本, 初等教育, 上黒瀬村, 学校沿革誌)

はじめに

本稿は、近代日本における地域の初等教育事情を明らかにする作業の一環として、広島県賀茂郡上黒瀬村の事例を検討するものである」。前稿までに、同様の作業意図のもと、同郡の下黒瀬村と板城村を扱っている²。

まず、上黒瀬村をとりあげる関心を述べる。現在の黒 瀬町に含まれる同村は、明治22(1889)年、町村制の 施行に際して成立した3。すでに扱った下黒瀬村や板城村 などとともに黒瀬地域を構成する。同地域は県中南部の 賀茂台地の小盆地に位置し, 黒瀬川や村内に散在するた め池を主要な灌漑水源とする農業集落を形成した。近代 を通じ、農業以外の産業の成長は微弱であり、純農村と しての性格が強かった。また、農業生産に依存したこの 地域にあって、著しい人口収容力の増大はみられず、現 住人口は停滞傾向にあった。黒瀬地域にみられるこのよ うな産業や人口に関する農村状況は、おおよそ瀬戸内の 内陸盆地の農村の一般的状況を示している。上黒瀬村を とりあげるのは、瀬戸内農村の典型例のひとつとしての 関心をもつためである。特色ある農村や先進的な農村と してというよりは、むしろ一般的な農村としての関心の もと、同村に展開された初等教育の歴史を跡づけたい。

つぎに、その跡づけ作業を進める際の資料の問題であ る。これまで、近代日本における地域の初等教育のあり ようの究明は、学校日誌類の学校資料や村役場資料に含 まれる学事関連資料などが豊富に残る地域を中心に進展 をみた。。上黒瀬村を含む黒瀬地域や賀茂郡の場合,必ず しもこれらの資料の残存に恵まれない。資料面での困難 な事情を抱える黒瀬地域や賀茂郡は、研究蓄積が手薄で ある。下黒瀬村や板城村と同様、上黒瀬村も、学校日誌 類や学事関連資料などをこんにちに伝えない。厳しい資 料の残存状況のなか、着目するのは、学校沿革誌類であ る。沿革を記述するというその基本的性格のため、学校 沿革誌類は児童や教師の日常場面を伝える内容に乏しい。 このような学校沿革誌類は、これまでの教育史研究にお いて、必ずしも有望視されてきた資料ではない。しかし、 資料が限られる上黒瀬村にあって、学校沿革誌類がもつ 意味は大きい。それが伝える内容や情報をよみとる作業

は、同村に生起した初等教育をめぐる営為を明らかにするにあたり、欠かせない。本稿では、この作業を基軸に、適 宜、他の関連資料も紹介しつつ、考察を行いたい。

以下、上述の関心と資料にもとづき、上黒瀬村の初等 教育事情の素描を進める。

1. 資料の特色と考察の留意点

現在の黒瀬町立上黒瀬小学校は『沿革誌』を保管し、 尋常小学校時代以来の沿革記述作業をこんにちまで継続 してきている。『沿革誌』のベースは、明治 32 (1899) 年1月の作成の着手となる「上黒瀬尋常小学校沿革誌」 である。以降、これに沿革が書き重ねられ、いまにいたっ ている。「上黒瀬尋常小学校沿革誌」とその継続記述を 綴じ、「沿革誌」の標題をもつ表紙が与えられている簿冊 が、現役の資料である『沿革誌』である。

『沿革誌』の冒頭部分をなす「上黒瀬尋常小学校沿革誌」の「例言」は、つぎの3点を記している。以下、これを示し、沿革記述の方針を確認する。本稿の考察は、この方針のもとに記述された内容や情報を中心に行うものである。あわせて、考察を進める際の留意点にも言及する。

第一は、「本誌ハ教育ノ隆替変遷等二関スル事項ヲ編年体ニ記述スト雖モ明治十八年以前ニアリテハ記録ノ考証ニ資スベキモノナシ、由リテ其ノ梗概ヲ記スルニ止ム」である⁷。編年体による記述は、学校沿革誌類の基本的特色である。下黒瀬村や板城村に伝わった学校沿革誌類も、その記述は編年体による。学校沿革誌類は、この編年体という記述スタイルゆえの資料的制約をもつ。編年体で記される内容は、教育法制度や学校経営に関する重要事項に偏る。学校生活の日常場面を記述する箇所は、ごく限られる。沿革記述にあらわれる教育法制度の変遷を押さえ、そのなかでどのような学校経営の模索や展開があったかをとらえることを、本稿の基本課題とする。可能な限り、学校の日常を伝える情報をひろう。

第二は、「本誌記述ノ便ヲ図リ組織ノ沿革、職員ノ沿革、 監督官庁長官并管理者学務委員ノ沿革、校舎校具器械ノ 沿革ノ四部二分テリ年月二依リテ併観スルヲ要ス」であ る。この4部構成は、項目の表記や内容にいくらかの異 同はあるものの、前述の両村に残る学校沿革誌類とほぼ 共通する。4部のうち、もっとも紙幅を割き、記述内容 が充実するのが「組織ノ沿革」である。本稿では、主に 「組織ノ沿革」を検討し、他の部は適時に参照する。扱う 時期は、比較的記述が詳しい明治期とする。また、資料 の本体部分である4つの沿革記述に加え、「学級数ト職員 数トノ関係」、「経費累年比較」、「学齢児童就学歩合累年 比較」などの諸表も掲載する。諸表の一部は図表化し、 考察に用いる。

第三は、「本校ノ沿革二関係セル他学校ノ沿革概略モ特ニ小文字ヲ以テ其間ニ挿入ス」である。前稿までに扱ったふたつの学校沿革誌類にはみられない方針であり、興味深い。この挿入記述を通じ、他校との関係や他校への関心をうかがうことができると期待される。しかし、該当する記述は確認できない。その理由や事情は判明しない。

2. 『沿革誌』にみる上黒瀬村の初等教育事情

(1) 近代初等教育の始動

① 「学制」期

明治初年、「強恕館」と「南方校」が、上黒瀬村の前身である当時の宗近柳国村と南方村に、それぞれ創業した。両校は「学科目及教授ノ秩序ナク単二習字科ヲ主要トシ之二付随シテ生徒各自ノ希望ニ応ジ珠算ヲ授ケ」、「経費ハ生徒随意謝儀ヲ以テ教師ノ酬労ニ充テタ」という。近世の手習所の慣習を色濃く残すところに特色があった。

明治5 (1872) 年,「学制」が頒布された。「此学制二基キ明治七年三月両公立小学校ヲ創立シーヲ宗近小学校ト称シーヲ南方小学校ト称」した。「校舎ノ沿革」によると、前者は「明治ノ始メゴロ寄付金ヲ募リ」,「藁葺校舎ヲ新築」したものを利用し、後者は民家を「賃借」した。小学校の創業時、どの小学校も新築校舎を確保できたわけではなかった。民家や社寺を借用して校舎にあてる対応はしばしばみられた。。

表 1	明治初年の宗近柳国村と南方村の小学校

年度	校 名 (所在)	数号 (1)	生	徒(ŧ (人)	
+ 度	校 石(所任)	教員(人)	男	女	計	
	強恕館 (宗近柳国村)	1	85	13	98	
明治7	誠議館 (宗近柳国村)	1	55	43	98	
(1874)	誠意館 (南方村)	1	46	10	56	
	誠治館(南方村)	I	53	12	65	
明治8	強恕館(宗近柳国村)	1	77	5	82	
(1875)	誠意館(南方村)	1	73	11	84	
(1073)	誠治館(南方村)	1	9	7	16	
	宗近学校 (宗近柳国村)	1	78	9	87	
明治9	柳国学校(宗近柳国村)	1	12	0	12	
(1876)	南方学校(南方村)	1	75	15	90	
	長貫学校(南方村)	1	10	8	18	
明治10	宗近学校(宗近柳国村)	1	59	1	60	
(1877)	南方学校(南方村)	1	27	10	37	

^{*『}文部省年報』による。

「学制」期,教育階梯は小学,中学,大学とつらなった。ボトムの小学は,下等小学と高等小学に大別された。宗近小学校と南方小学校は,ともに下等小学であった。原則,下等小学は6~9歳の児童を在学させ,10~13歳の児童は上等小学に通うことが求められた。下等小学である両校は,6歳以上の児童に修業年限4年の教育課程を用意する基礎教育機関であった。

基礎教育課程を担う両校の「教科ハ綴字・習字・単語 ノ読ミ方・算術・修身・単語ノ暗誦・会話ノ読方・単語 ノ書取・本ノ読ミ方・会話ノ暗誦・地理ノ読ミ方・養生 法ノ口授・会話ノ書取・読本輪講・地理輪講・物理学輪 講・書牘文法」であり、「書牘文法ハ除クコト」ができた。 教科書は「五十音図, いろは図, 単語図, 連語図, 濁音 図, 半濁音図, 色図, 日本数字掛図, 算用数字掛図, 羅 馬数字掛図, 加算九九図, 減算九九図, 乗算九九図, 除 算九九図、単語篇、学問ノ勧メ、啓蒙天地文、地球ノ文、 究理問答, 天変地異窮理図解, 地理初歩, 日本国尽, 世 界国尽, 日本地図, 万国地図等」であり、「明治七年小学 校教則及校則」にのっとったものであったようである。 以降,「小学読本,三字経,大統歌,小学算術書」(明治 8年),「日本地誌略,万国地誌略,日本史略,万国史略」 (同9年)の書目もみえる。もっとも、以上の教科と教科 書に関する記述は、その実施や使用の実際を明らかにす るものでない。近世の学習文化と一線を画する近代の教 育文化が、現場でどのような受容状況や定着状況にあっ たか, 詳らかでない。

小学校の進級は、明治10年代まで、学年制によらず、 等級制によった。両校の4年課程は全8級からなり、「毎 級修業ハ六ヶ月ト定メ学齢児童ノ始メテ入ルモノヲ第八 級トシ次第二進ミテ第一級二至リ全科ヲ卒業スルニハ修 業年限四ヶ年ヲ要」した。等級制は、周知のように、試 験制とセットで機能した。明治11(1878)年,県は「小 学校教則及校則ヲ発布」し、「試験ハ三様ニ分チーヲ尋常 試験二ヲ定期試験トシ三ヲ卒業試験」とした。「尋常試験 ハ毎月末之ヲ行ヒ一組中ノ座次ヲ進退ス. 定期試験ハ毎 級ノ終リニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ全科修業ノ終リニ之ヲ行 ヒ」、「毎科ノ点数五分ノ二以上ヲ得タルモノヲ及第トシ 其他ヲ落第トス」と定めた。「其教科目ハ読物・講義・書 取・画学・作文・習字・算術 (龗) 等」であった。当時の 一般的状況として、少なくない児童が7~8級で退学し たり、在学しても出席しなかったりしたことが指摘され ている ¹⁰。 両校の状況がどのようであったか、 興味深い。 学籍簿類が残存すれば、進級や原級留置の状況を考察で きるが、資料の伝来を聞かない。

② 「教育令」期

明治12 (1879) 年,「学制」が廃され,「教育令」が 発布された。「自由教育令」とも称される同令は,施策の 弾力化を推進した。それは就学規定の大幅な緩和によく 示されている。同令は、従来の修業年限8年を4年まで 短縮できることとし、児童はその4年間のうちに最低 16ヵ月就学することを定めた。人びとの「向学」を待 つ「教育令」は、しかし、その理念とはうらはらに、混 乱の事態を招来することともなった。『沿革誌』は「当時 人民未夕向学ノ度高カラズ随テ弊害百出シ或ハ自由教育 ノ説起リ其極小学校二関スル諸般ノ事業頗ル頽弛崩解殆 収拾スヘカラザル境遇二至レリ」と記す。この混乱は宗 近小学校と南方小学校のみにみられたものではなかった。 同趣旨の記述を下黒瀬村や板城村に残る学校沿革誌類か らも確認できる。周辺地域一帯も同様の状況にあったこ とが推察される。「頽弛崩解」という事態の具体的な内容 は定かでない。

翌13 (1880) 年, はやくも「教育令」は改正された。 これを受け、翌年、小学校教則綱領が制定された。小学 校の種別は、下等小学と高等小学の2区分から、「初等科 中等科高等科ノ三等」となった。明治15(1882)年, 宗近小学校と南方小学校は「初等科中等科ヲ併置」した。 両校は初等科の教科に「修身・読書・習字・算術ノ初 歩及唱歌・体操」、中等科の教科に「修身・読書・習字・ 算術・地理・歴史・図画・博物・物理・農業・商業・裁 縫女子・唱歌・体操」を揃えた。ここで留意したいのは, 教科における修身の位置である。旧「教育令」期、教科 は「読書・習字・算術・地理・歴史・修身ノ初歩トシ之 ヲ必修科ト定メ」られ、修身は最末尾にあげられる教科 にすぎなかった。これが筆頭教科となった。儒教主義的 な教育内容が復しはじめ、福沢諭吉の『学問のすゝめ』 が教科書として使用が禁じられるようになるのは、この ころである。

両校が併置した初等科と中等科の修業年限は「各三ヶ 年」であり、「両科ハ各六級」からなった。「毎級各六ヶ 月」である。児童は3年の就学が求められた。各級の進 級は、やはり試験によった。基礎課程である初等科に入 学した児童は、全6級を進み、同科を修了するまでの3 年間、幾度の試験を突破しなければならなかった。試験 は「三種」あり、「毎月末」の月次試験、「毎学期末」の 定期試験、「毎等科最后ノ学期末」の大試験が待ち受けた。 「月次試験ハ当月課業ヲ試ミ生徒ノ優劣ヲ判シ其ノ座次 ヲ進退スル者ニシテ毎月末之ヲ施行スルモノ」、「定期試 験ハ当期ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ検シ其学級ヲ進ムル モノニシテ毎学期末之ヲ施行ス」るもの、「大試験ハ初等 科若クハ中等科若クハ高等科ノ課業ヲ試ミ生徒ノ得業ヲ 検定スルモノニシテ毎等科最后ノ学期末ニ之ヲ施行ス」 るものであった1。中等科へ進学する児童は、さらに試 験を経験していくこととなった。頻繁の試験に対する児 童の反応や試験の効用はどのようであったか、考察する 資料を欠く。進級状況や原級留置状況も不明である。 明治 18 (1885) 年, 再び「教育令」が改正された。

これにともない、賀茂郡は「学区内幾多ノ小学校ト小学 教場トヲ設置」した。翌年、宗近小学校と南方小学校が 合併し, 宗近柳国村に片山小学教場が開設された。小学 教場は、財政的基盤を欠き、小学校の設置と維持が困難 な地域に開設される教育機関であった。「小学校ハ組織完 全ニシテ授業料ヲ徴収シ連合村費ヲ以テ其ノ経費ヲ補足 シ適当ナル教員ヲ配置シ毎日五時間完全ナル教育ヲ施ス 所」であり、「小学教場ハ授業料ヲ徴収セズ全ク連合村費 ヲ以テ維持シ毎日三時間以内卑近ナル教育ヲ施シ以テ貧 民就学ノ便ヲ得セシムル所」であった。小学教場の施設 は一般に簡易であり、専用の校舎をもたず、社寺や民家 の一部を利用するものが多かった。片山小学教場は村民 の「居宅ヲ借リ受ケ之ヲ修理シテ校舎ニ充用」した。明 治10年代は「地二都鄙ノ別アリ人二貧富ノ差アリ」、「人 民未夕向学ノ度高カラズ」状況にあった。このようなな か、授業料を徴収せず、児童を長く拘束しない小学教場 は、それゆえ、地域の実情に適し、初等教育の普及を底 流で支える役割を果たすところがあったと思われる。片 山小学教場が提供した教育内容や村民との関係は判明し ない。

③ 「小学校令」前期

明治19 (1886) 年,「小学校令」(第1次)が発布され、小学校の種別は「尋常小学科高等小学科及簡易小学科ノ三種」となった。尋常小学校と高等小学校を基本課程とし、地域の事情によって尋常小学校に代用する簡易小学校が認められた。翌年、片山小学教場は「柳国簡易小学校が認められた。小学教場の系譜をひく簡易小学校は、ときに「貧民学校」と蔑称されることもあった。授業料は徴収しなかった。賀茂郡の小学校の多くは、この簡易小学校であった¹³。

簡易小学校の修業年限は3年,教科は「読書・作文・習字・算術」であった。これに対し、尋常小学校の修業年限は4年,教科は「修身・読書・作文・習字・算術・体操」であり、「土地ノ状況ニ依リテハ図画唱歌裁縫ノー科若クハ数科ヲ加フルコトヲ得」た。授業時間も異なり、簡易小学校は毎週「十八時」、尋常小学校は毎週「二十五時半乃至二十八時半」であった。

簡易小学校として出発した同校は、同年中に「柳国小学校ト称シ」たという。詳細はわからないが、尋常小学校の組織を具備したということであろうか。そうであるならば、当時、郡の小学校の多くは簡易小学校であったから、他校にさきんじた改組であった¹¹。改組の背景に、それを後押しする村民の「向学ノ度」の高揚があったことも推測される。しかし、検証する資料をもたない。

(2) 小学校の村立化

市町村制の施行による地方自治制度の整備にあわせ、 明治23(1890)年、「小学校令」が改正された。これを 受け、翌年、「柳国小学校」は「上黒瀬尋常小学校ト改称」した。すでに同22 (1889) 年、宗近柳国村と南方村が合併し、上黒瀬村が発足している。同校は、旧村時代も含め、村が自らの責任において維持する、はじめての「村ノ公立」の小学校であった。

明治 24 (1891) 年, 賀茂郡は従来の郡一学区制と郡 共通教育財政制をやめた。つまり、「小学区ヲ廃随テ本郡 共通経済ヲ止メ尋常小学校ヲ設立維持スルハ其ノ町村ノ 義務ニ帰ス, 因テ本校モ本村ノ公立トナ」った。このこ とは、村は自身の村費をもって小学校を運営しなければ ならないこと、そして児童を通わせる保護者から授業料 を徴収しなければならないことを意味した。これまで、 上黒瀬村の小学校運営は、小学教場時代や簡易小学校時 代に確認されるように、「全ク連合村費」や「共通経済」 によった。授業料の徴収も、明治当初の一時期を除き、 行われなかった。小学校の村立化にともなう村費運営と 授業料徴収は、村と村民が迎える新たな局面であった。

『沿革誌』は翌25(1892)年の状況を「小学校令全部 実施セラルトヲ以テ是ヨリ教育上諸般ノ設備ハ町村ノ責 務二帰シタル二依リ普通教育モ漸次旺盛二至ルベキ筈ナ ルモ之ヲ実際ニ徴スル否ラザル以所ノモノハ想フニ町村 二於テハ支弁スベキ費途多端ニシテ独リ教育事業ニ費ス コト能ハザル情況ト又教育ノ事タル無形ニシテ其ノ成蹟 ヲ永遠ニ期スベキモノナルニ依リ他ノ事業ノ如ク眼前ニ 其利益ヲ拾収スルコト能ハサルニ依リ之ニ熱心スルモノ 少キ二職由ス, 然レドモ之ヲ数年前二比スレバ稍其面目 ヲ改メシニハ相違ナカルベシ」と記す。同令によって小 学校設置義務と教育費受益者負担原則が村にもちこまれ た。しかし、これに即応しうる財政面と意識面の両面で の準備がない村側の実態が浮きあがる。同趣旨の内容の 記述が下黒瀬村と板城村の学校沿革誌類にもみえる。先 述のように、賀茂郡の多くの村はこれまで尋常小学校を 設置できず、簡易小学校で代用してきた。そのなか、い ちはやく尋常小学校の組織を整えたと目される上黒瀬村 にあっても、他村と同様、国の方策と村の実態のずれに 難渋した事情はかわらなかったということであろう。

小学校の村立化にあたり、上黒瀬村はふたつの課題を抱えることとなった。第1は村費で負う教育費であり、第2は授業料の徴収である。このうち、第1について、考察の手がかりを欠く。同村がどのように村費から教育費を支弁し、村の教育財政を軌道にのせたか、関心ある問題であるが、『沿革誌』は関連記述を留めない。また、この時期の村の歳入出報告書類も手にはいらないため、村費に占める教育費の割合を算出できない。

第2の村民に馴染みの薄い授業料の徴収について、『沿 革誌』は若干の記述を載せる。明治26(1893)年、上 黒瀬尋常小学校は「始メテ授業料ヲ徴収」した。「其ノ方 法ハ生徒ノ学年及貧富ノ程度ニ依リ総テ十等ニ分チー人 一ヶ月ノ最多額六銭五厘最少額壱銭」とするものであった。同年の県の授業料規則は、尋常小学校の授業料を「一ヶ月五拾銭以下一銭以上」の範囲に定めていたから¹⁵、同校は低額に設定した。授業料の初徴収に際し、村民はどのように反応したか、これに関する記述はない。徴収は同30(1897)年までつづき、「同年三月限リ授業料ヲ廃」した。興味深いのは、「授業料ヲ廃セリ、然レドモ従来徴収スル額僅少ナリシ故カ別ニ就学ニ影響ヲ見ザルナリキ」という。その意味するところは、授業料の廃止は就学を促す要素とならなかったということであろうか。換言すれば、授業料の徴収が就学を妨げる要因となっているとの判断から、同校はその廃止を決め、就学の促進を期したところがあったのであろうか。のちに同校の就学動向自体は概観する 15。しかし、就学問題と授業料問題の関係については、考察のための情報が乏しく、試みえない。

(3) 就学動向

近代日本の初等教育がめざましい普及をとげ、高い教育水準を誇ったことは、よく知られている。賀茂郡の就学率を男女平均で確認すると、つぎのようになる『。

明治 10 年代なかごろに就学率は 50% をこえた。つづく 20 年代はじめにふるわなかった時期があったものの,20 年代なかごろには 60% に届いた。そして,30 年代はじめに 80% に達すると,遅くとも明治 35 (1902) 年には 90% を突破した。その後も上昇し,30 年代おわりから 40 年代はじめにかけて,ほぼ完全就学となるにいたった。

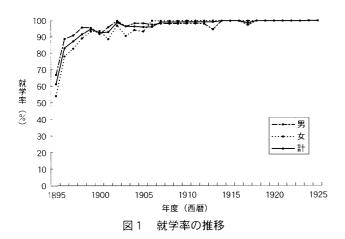
上黒瀬村はどうであったか。『沿革誌』におさめられている「学齢児童就学歩合累年比較」は、明治 28 (1895) 年度以降の数値を掲載する。表 2 に整理し、就学率の推移図を示した。明らかな間違いを除き、資料中の数値をそのまま表示した。。

上黒瀬村の就学動向は郡を上回る進展をみせた。郡の男女平均就学率が60%台を推移していた明治20年代後半,同村のそれは80%台に達していた。90%台への到達も、郡に先行した。前述のように、郡がそれを達するのは同35(1902)年度においてである。つまり、同33(1900)年の「小学校令」(第3次)によって4年制の無償義務教育制度が確立してからのことであった。上黒瀬村の就学率は、同令の公布にさきだつ同31(1898)年度の時点で、すでに90%台を達成していた」。

着目すべきは、上黒瀬村の高い就学率を支えた、好調な女子の就学動向である。たとえば、女子就学が振るわず、その就学対策が課題であった下黒瀬村と対照的である。一般に男子の就学率は女子のそれよりも高く、男女差が存在した。賀茂郡では、明治20年代に男子は70%台で推移するのに対し、女子は50%台にとどまった。男子が90%台に到達する30年代はじめ、女子は80%台に届くものの、完全就学に近づく30年代おわりまで男女差

年	度	学	齡児	童			就				- <u>1</u>	ŧ			不	,	犹	学		就	学 歩	台
TT-	段	男	女	計	本年	下度卒	業	其有	也ノュ	卒業	現	在前	〕学	猶		予	免		除	男	女	計
和曆	西暦	73	- A	ΠÍ	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	<i></i>	<u> </u>	可
明治 28	1895	人 172	人 131	人 303	人 13	人 7	人 20	人 25	人 14	人 39	人 77	人 50	人 127	人 28	人 26	人 54	人 29	人 34	人 63	66.86	54.20	61.39
明治 29	1896	130	109	239	1	2	3	41	10	51	73	73	146	3	10	13	12	14	26	88.46	77.98	83.18
明治 30	1897	150	122	272	23	10	33	16	6	22	97	85	182	1	9	10	13	12	25	90.67	82.79	87.13
明治 31	1898	140	117	257	10	12	22	25	7	32	96	85	181	0	4	4	9	9	18	95.71	88.89	91.44
明治 32	1899	142	109	251	15	9	24	26	14	40	95	79	174	0	0	0	6	7	13	95.78	93.58	94.82
明治 33	1900	143	111	254	18	6	24	34	27	61	79	71	150	12	4	16	0	3	3	91.61	93.69	92.52
明治 34	1901	142	105	247	6	4	10	62	28	91	68	61	129	6	8	14	0	4	4	95.78	88.57	93.12
明治 35	1902	132	110	242	13	10	23	57	33	90	75	74	149	0	2	2	0	1	1	100.00	97.27	98.76
明治 36	1903	124	106	230	15	12	27	45	28	73	60	56	116	4	10	14	0	_	_	96.77	90.57	96.52
明治 37	1904	118	105	223	29	12	41	45	43	88	73	62	135	2	6	8	0	_		98.31	94.29	96.41
明治 38	1905	137	123	260	20	17	37	61	54	115	76	69	145	2	8	10	2	_	2	98.54	93.50	96.15
明治 39	1906	138	121	259	12	9	21	59	46	105	67	66	133	_	_	_	2	_	2	97.83	100.00	96.23
明治 40	1907	132	121	253	16	5	21	60	46	106	54	70	124	_	_	_	2	_	2	98.49	100.00	99.21
明治 41	1908	132	122	254		_	_	59	46	105	66	73	139	_	_	_	2		2	98.49	100.00	99.21
明治 42	1909	131	116	247	_	_	_	31	35	68	81	75	156	_	_	_	2	_	2	98.49	100.00	99.21
明治 43	1910	123	96	219	15	8	23	32	21	53	74	67	141	_	_	_	2	-	2	98.36	100.00	99.08
明治 44	1911	122	118	240	15	12	27	20	18	38	85	88	173	_	_	_	2	_	2	98.36	100.00	99.17

表 2 学齢児童就学歩合累年比較



は残った。上黒瀬村の場合、図示したように、就学率とその推移における男女差は小さかった。同村の男子の就学率が低かったわけではない。上昇する男子の就学率を女子のそれが追い、「小学校令」(第3次)の公布の前年、はやくも女子の就学率は90%をこえた。

上黒瀬村にみられた好調な就学動向の理由について、一般背景に社会経済状況の好転、村民の教育意識の醸成、就学督励策の効果、授業料徴収の廃止などがあったことは考えられる。しかし、それらに加えて、同村に固有の要因があったのかは、よくわからない。周知のように、裁縫教育の充実は、女子を意識した就学対策のひとつである。伝統的に女子の必須の技術と考えられてきた裁縫は、保護者が望む教育内容であった。小学校が裁縫を教えることは、送り出し側である保護者に対するアピールとなった。『沿革誌』も記すように、明治12(1879)年の「教育令」は「殊二女子ノ為二八裁縫ヲ加フルコトヲ得」と定め、裁縫科が登場した。はやくから裁縫教育は女子の就学率を高める手段として奨励されていた。上黒瀬尋常小学校が「裁縫科教員一名加」え²⁰、「裁縫科ヲ実

施シ尋常科第三学年以上ノ女児童ヲシテ履修セシ」めるのは、同36 (1903) 年のことである²¹。その実施時、すでに同村の女子の就学率は90%をこえていたから、一般にいう低迷する女子の就学動向を打開するための方策であったとは考えにくい。軌道にのった就学動向のなか、たんに不就学女子への呼び水としての効用の期待から、裁縫科を実施したのであろうか²²。

(4) 高等科の併置と進学

上黒瀬尋常小学校は、裁縫科を実施したのと同じ明治 36 (1903) 年,「尋常小学校二修業年限二ヶ年ノ高等科併置」におよび,「上黒瀬鷲小学校ト改称スルニ至」った。それまでの経過を概観すると、つぎのようである。

前述のように、明治24(1891)年、上黒瀬尋常小学 校は発足した。制度上、尋常小学校は4年制と3年制が 認められていた。同校は3年制を採用した。その2年後, 「修業年限一ヶ年ノ補習科ヲ設置」した。補習科は正課を 修了した児童に既修の主要な教科を教える課程である。 同校が補習科を設置した同26(1893)年前後の他校の 状況は明らかでないが、同28(1895)年度の『広島県 学事年報』は「補習科ノ状況」について「年々其数ノ増 加ヲ見ル、廿八年度中ハ其数実ニ百七十一アリ総シテ 三ヶ年尋常ハ四ヶ年間二四ヶ年尋常二ハ補習科ヲ設置セ ントシ補習科ノ設ケアル学校ハ之ヲ高等科ニ其階級ヲ高 メントスルノ趨勢アリ、然レトモ是等ハ徒二其度ヲ高ム ルヨリモ寧ロ現在ノ地位二於テ益々之力充実ヲ計ルノ利 アルヲ常ニ其緩急ニ注意セリ」と報告している。「三ヶ 年尋常」の同校は、補習科を設置する当初から「四ヶ年 尋常」への昇格、さらに「高等科二其階級ヲ高メントス ル」ことを意図していたのか、あるいは、その設置後、 結果として、高等科併置校となるにいたったのか、明ら

かでない。

かわって明治30 (1897) 年度の『広島県学事年報』は、 県の補習科設置校の「漸次減少スルノ傾」を指摘した。 「補習科ハ修業年限三ヶ年ノ小学校ニテハ之ヲ置キテ四ヶ年尋常ノ如ク」するものであったが、「修業年限ヲ変更シ」、「此補習科ヲ廃スルモノアルニ至レルナリ」という²⁴。上黒瀬尋常小学校もその1校であった²⁵。同29 (1896) 年、同校は「従来壱箇年修業年限ナル補習科ヲ廃シ更ニ修業年限四ヶ年ノ尋常小学校ト改メ」た。同33 (1900) 年の「小学校令」(第3次) によって尋常小学校は4年制に統一されるから、それにさきだつ改組であった。

そして、4年制の尋常小学校となった同校は、上述のように、明治36 (1903) 年、高等科を併置し、上黒瀬尋常高等小学校となるにいたった。

この高等科併置について、『芸備日日新聞』が記事を掲 載している。「学級増加と高等科併置」という見出しで 「賀茂郡上黒瀬村にては年一年好学の念勃興し学齢児童 の不就学者皆無となり従って同村尋常小学校校舎狭隘を 感ずるにつき此程同村会開会の際三十六年度の予算を議 するに当り校舎を増築し従来二学級なりし尋常科を更に 一学級を増し尚高等科をも併置せんことを決議し」たと 報じた。おりしも明治30年代は、同30(1897)年度の 『広島県学事年報』が「(高等科…筆者註) 併置及高等小 学校ノ増加シタルハ全ク教育進歩ノ必要ニ迫ラレタルニ 由レルナリ」、「従来高等小学校ハ有力ノ学校ナリシモ只 一郡二一二ヶ所二過キサリシカ尋常科ヲ終リタル生徒ニ シテ進ンテ高等科二入ラントスルモノ益々多キヲ加フ ル」現況を紹介しているように³、県域で高等科進学熱 が高まりをみせる時期であった。同村でも「年一年好学 の念勃興」するというその意識が、尋常科就学をこえ、 高等科進学におよぶものになっていたであろうことは. 想像に難くない。同村に高等科が併置される直前、明治 35 (1902) 年度の郡の小学校は74校あり、そのうち、 高等小学校は6校、尋常高等小学校は7校であった。。 黒瀬地域には中黒瀬村に立地する組合立の黒瀬高等小学 校1校のみであったから、待望の高等科併置であったと 思われる。もっとも、県域でみられた高等科への進学 熱の高まりのなか、同村にあらわれたそれがはやい時期 のものであったのか、そうではなかったのか、いま、判 断できる準備がない。

つぎに、尋常小学校に高等科を併置した上黒瀬村にあって、尋常科の卒業者はどのような進路をとったのか、若干の考察を加えたい。初等教育の卒業者の進路をたどることは、中等教育や高等教育のそれと比べ、資料的にかなり難しい³⁰。上黒瀬尋常小学校の場合、『卒業証書台帳』が部分的に残り、一部の期間の卒業者の進路を記録する。調査できた明治34 (1901) ~同40 (1907) 年度の卒業者の進路について³¹、表3に整理した。

表3 尋常科卒業者の進路

卒業年	F度	4	業	当	進	生学者	Z I	就	業者	
和曆	西暦	男	女	計	男	女	計	男	女	計
明治34	1901	人 18	人 6	人 24	人 8	人 1	人 9	人 10 (農10)	人 5 (農5)	人 15
明治35	1902	6	4	10	2	0	2	4 (農4)	4 (農4)	8
明治 36	1903	13	10	23	9	5	14	4 (農3, 商1)	5 (農5)	9
明治37	1904	15	12	27	12	6	18	3 (農3)	6 (農6)	9
明治38	1905	14	7	21	14	1	15	0	6 (実6)	6
明治39	1906	20	17	37	17	11	28	3 (実3)	6 (実6)	9
明治40	1907	12	9	21	9	4	13	3 (実3)	5 (実5)	8

^{*}就業者欄の「農」は農業、「商」は商業、「実」は実業を示す。

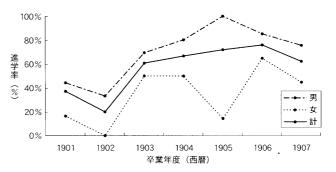


図2 尋常科卒業者の高等科進学率

扱うのは限られた期間であり、資料の精度の問題も考慮しなければならない[®]。この点に留意したうえで、以下の諸点を確認しておく。

第1は、明治36 (1903) 年の高等科併置以前から他校の高等科に進学する児童の一定程度の存在である。義務教育課程ではなく、授業料も支払う高等科に、村をこえて児童を通わせる社会経済的・文化的背景をもつ層が3~4割ほどいたことを示す**。進学校として近隣の黒瀬高等小学校のほか、十数キロメートル離れた西条町(現在の東広島市)の賀茂高等小学校や広村(現在の呉市)の広高等小学校などが想定されるが、詳細は不明である。

第2は、高等科進学の定着である。高等科併置後、尋常科卒業者の6割以上が進学する状況が、ほぼ常態化している。高等科進学が一部の村民のなかでのみ関心となる特別のものではなく、多くの村民にとってずいぶん身近なものとなりつつあったことをうかがわせる。その一方で、依然、就業する者も少なくなかった。就業者の多くは「農業」に従事した。「実業」の内訳は不明である³¹。

第3は、高等科進学における男女差である。尋常科就学と比べ、その差は大きい。明治38 (1905) 年度の女子の進学率の落ち込みの理由は定かでない。

第4は、高等科進学者のその後である。確認できた当該期の高等科進学者99人について、年度ごとの考察に有効なサンプル数にないと思われるので、それらの進路をまとめて表4に示した。高等科進学者の卒業・中退状況をみると、高等科進学者99人のうち、卒業が認められる者は58人である。6割弱が卒業する状況について、中途退学者が多いのか、少ないのか、不明分も多いため、

≢ /	高等科准学者の准路	(船当31~	40 年度卒業)
~ 4	南菜がほ子有りに貯	(PH/H 34 * ~	4V +/2 + = /

進路	卒美	美者	中边	B者	不	明
(進学先・職業)	男	女	男	女	男	女
進学	7	人	Y	Λ	人	人
中学校* 卒業	1	_	_	_	_	_
中退	2		_			-
松本学校** 卒業	4	1	_	_		-
小 計	7	1		_	_	
合 計	8	3	_	_	-	_
就業						
農業	24	8	7	4	_	_
実業		_	2	6		_
商業	2	_	2	_	1	
海軍	2		_		_	_
役場職員	2	_	-			
大工職	2	_				_
家業	_	1		_	_	
看護師	_	1	_	_		_
初等教員	-	1		_	_	
不明	7	_	1	1	12	5
小青	39	11	12	11	13	5
合 計	5	0	2	3	1	8

- *1 うち、中退1人は福山中学校である。
- *2 卒業5人は全員のちに初等教員となる。

判断しがたい。また、判明分からすると、女子に中退者が出ることが多かったようである。

第5は、高等科卒業者の進路である。高等科に進学し、卒業する者は、男女ともに、その進路の幅がやや広がったようである。卒業後、就業する者が多数を占め、農業従事者が多いことは、中退者と同様である。他面、海軍関係や看護関係の職業、あるいは役場職員や初等教員などの近代職業に就く者の存在は、高等科卒業者に関する看過しえない特色である。広がる教育機会を利用し、将来の進路を開いていく者の存在があった。進んで中等学校に学ぶ者もあらわれた。

明治 40 (1907) 年,「小学校令」の一部が改正され,「義務教育ヲ六箇年ニ延長」した。これにともない,翌年,上黒瀬尋常高等小学校は「高等科ヲ廃シ尋常科トナ」った。これ以降の『卒業証書台帳』を欠く。6年制の義務教育制度が整い,義務教育課程修了後の複線型の教育制度がかたちづくられた明治末年,上黒瀬村にどのような教育意識が醸成され,どのような進学と進路の展開が生じたのか,大いに関心のあるところである。しかし,いまのところ,それを考察しうる資料をもたない。

おわりに

以上, 『沿革誌』を主資料としつつ, 関連資料も加え, 明治期の上黒瀬村における初等教育の展開に関する考察 を進めてきた。

本稿では、(1)上黒瀬村に始動した近代初等教育の様相、 (2)村立の尋常小学校を設置した同村におけるその維持と 運営のあり方を探り、(3)村の就学動向を確認するととも に、(4)尋常小学校に併置された高等科をめぐる村民の利用状況について、若干の検討におよんだ。

前稿までと同様、残された課題は多い。如上の考察の流れにそくしていえば、(1)明治初期の試験実施状況や教科書使用状況、(2)村行財政と村教育行財政の関係や授業料徴収をめぐる村民の反応などは、ひきつづきの課題である。また、(3)女子就学対策の問題とかかわって、上黒瀬村における裁縫科実施の意味について、関連資料があれば、もう少し追求したいテーマであった 55。(4)関連資料を補いながら紹介した児童の進路について、扱う期間が限られ、小学校卒業者の進路の多様性やその変化を明確化するにはいたらなかった。また、進学と就業の選択を少なからず規定したであろう児童の社会経済的・文化的背景の問題にも迫ることができなかった。

筆者は、今後も学校沿革誌類の調査を進め、地域の初等教育事情の解明作業にあたっていくことを考えている。学校沿革誌類の資料的限界は、すでに述べたところである。とりわけ、実態的側面にふみこむ分析は、難しい。豊富な学校資料や学事資料の伝来に恵まれず、これまで教育史研究の対象となりにくかった地域に光をあて、そこに生起した教育的営為を少しでも明らかにしたいという意図から、学校沿革誌類に着目するものである。郡域・県域への調査範囲の拡大と大正・昭和期への展開を視野にいれた分析を、課題として念頭におきつつ、研究の進展をはかりたい。

〈註〉

- 1 本論文は、黒瀬町史編さん事業に関する研究成果の一部である。以下の考察で利用する資料は、断らないかぎり、同町史編さん委員会から提供を受けたものである。また、資料の利用にあたり、とくに上黒瀬小学校から便宜を賜った。記して謝意を表したい。
- 2 ①拙稿「近代日本農村の初等教育事情——広島県賀茂郡下黒瀬村の事例——」『鳴門教育大学研究紀要』 18,2003年,②拙稿「『板城西尋常小学校沿革誌』に みる近代地域初等教育事情」『鳴門教育大学研究紀要』 19,2004年。
- 3 このとき、板城、乃美尾、中黒瀬、下黒瀬、郷原の各村が成立し、上黒瀬村をあわせた6ヵ村が黒瀬地域を構成した。現在、これらの旧村の多くが黒瀬町に含まれる。板城村の一部は東広島市、郷原村の全域は呉市に属す。上黒瀬村の黒瀬町への編入は昭和29(1954)年である。
- 4 杉山聖子「近世後期から昭和戦前期の瀬戸内農村に おける死亡構造の時系列的分析——広島県賀茂郡中黒 瀬村の寺院過去帳を事例として——」『農業史研究』 38,2004,pp.38-39,参照。また,明治45(1912)

年の編さんとなる『上黒瀬村郷土誌』によると、「一般ニ主穀農ナレドモ、稀二ハ商工等ノ業ヲ兼ネ、副業トシテ養鶏及果物ヲ栽培スルモノモマヽアリ」とある。農業経営は米麦二毛作が中心であり、大正期に煙草作が導入された以外に大きな変化はなかった。なお、明治末年で同村の戸数は272戸、人口は1,526人(男788人、女728人)であった。

- 5 主要な先行研究の紹介は、前掲の拙稿①と②においてすでに行っている。あらためて紹介しない。
- 6 その過程で後年、標題「上黒瀬尋常小学校沿革誌」 に「高等」の加筆があったことが認められる。
- 7 なお、「明治十八年以前」への言及は興味深い。「例言」が記されたのは、「上黒瀬尋常小学校沿革誌」の作成着手時の明治32 (1899) 年である。すでにこの時点で明治18 (1885) 年以前に関する資料を欠いたことがわかる。しかし、それ以降の明治10年代末から明治30年代初頭にかけての資料は、それなりに存在したことが示唆される。この時期は義務教育制度が確立する手前の約10年間にあたる。変化への伏線をはらむ当該期の動向を「上黒瀬尋常小学校沿革誌」に整理する際、どのような資料が参照されたのであろうか。関心のあるところであるが、資料の伝来は認められない。
- 8 明治32 (1899) 年9月, 県は訓令第73号で「市町 村立小学校表簿」のひとつとして「学校沿革誌」を明 示し,「学校沿革誌二ハ学校ノ位置名称,教科ノ変遷, 校地校舎校具ノ増減,職員管理者及学務委員ノ更迭, 児童数ノ増減、学級数ト職員数トノ関係、経費累年比 較, 学齢児童就学歩合累年比較, 卒業児童累年比較其 他必要ノ事項ヲ記入スルヲ要ス」と定めた(広島県立 図書館所蔵)。「上黒瀬尋常小学校沿革誌」の作成の着 手は同年1月であり、県訓令にややさきだつ。また、 類似点の多い下黒瀬村の「津江尋常小学校沿革誌」の 作成は、明治29 (1896) 年にはじまる。県に先行す る黒瀬地域における学校沿革誌類の作成動向は、郡レ ベルでの何らかの指示がすでにあった可能性をうかが わせる。これまで、賀茂郡の郡役場資料はまとまった 残存がほとんど報告されておらず、郡レベルでの学事 に関する考察は困難な状況にあった。最近、旧野路村 (現在の豊田郡安浦町)の資料を調査する機会に恵まれ た。そのなかに一定量の郡通達類の残存を確認できた。 現在, 分析中である。
- 9 広島県編『広島県史』近代1, 広島県, 1980年, pp.534-535, 参照。
- 10 国立教育研究所編『日本近代教育百年史』3, 教育研究振興会, 1974年, pp.530-548, 参照。
- 11 なお、翌16 (1883) 年、試験規則の変更があり、 月次試験を日課試験、定期試験を進級試験と改め、「日 課試験ハ生徒ノ習得セル課業ヲ臨時ニ試ミ」、「凡四週

- 間毎二之ヲ施行」し、「進級試験ハ当級ノ課業ヲ試ミ」、「毎級ノ課業ヲ修了セル毎二之ヲ施行」することとなった。「各等科第一級ノ生徒ハ別二本級ノ進級試験ヲ経ズシテ直チニ大試験ヲ受」けた。また、明治19 (1886)年、試験は臨時試験と定期試験の2種となった。
- 12 後述する尋常小学校時代となるが、明治 26 (1893) 年、隣村の板城村に生まれ、板城西尋常小学校に通った土肥金作は、自身の手記『回顧録』(1991年)のなかで「実際には原級止めはほとんどなく、私の記憶では四年間にただ一人病身で常に床に臥して欠席しがちの子が、しかも一回だけ落第したのみである」と回顧している。
- 13 前掲, 拙稿②, p.28, 『広島県史』近代 1, p.1106, 参照。
- 14 その前月、「本校卒業后一ヶ年温習科ヲ設置」し、卒業生に補習課程を用意していることも、興味深い。
- 15 広島県令甲第28号(広島県立図書館所蔵)。
- 16 同校の就学率(男女平均)は、明治29(1896)年 度が83.17%、翌年度が87.13%であるから、数ポイン トは上昇した。
- 17 『広島県学事年報』(国立国会図書館所蔵)、『広島県統計書』(雄松堂マイクロフィルム版)による。なお、明治24年(1891)度の『広島県学事年報』(p.55)は「学齢児童就学」について「郡市ノ内此平均(県平均…筆者註)数ト粗同一ノ就学者アルハ賀茂郡」と記す。
- 18 ここに紹介する数値は『文部省年報』や『広島県統 計書』の基礎データとなっているものである。これら のいわば公式数値は、当時の統計調査や操作手続き上 の限界や誤解から、必ずしも実態を反映するものと なっていないという議論がある。実際は統計数値より も10%程度低くなるという指摘もある。むろん、本考 察はこれら議論を考慮するものである。しかし、上黒 瀬村の場合、「学齢児童就学歩合累年比較」を検証する 他の補助資料はなく、この数値を参照するしかない。 安川寿之輔「義務教育における就学の史的考察――明 治期兵庫県下小学校を中心として――」『教育学研究』 第26号第3号,1962年,国立教育研究所編『日本近 代教育百年史』第3・4巻、国立教育研究所、1974 年、土方苑子『近代日本の学校と地域社会――村の子 どもはどう生きたか――』東京大学出版会,1994年, 参照。
- 19 同村の就学率の推移は、やはり郡を上回る推移をみせていた下黒瀬村と比べても、高水準のものであった。 前掲、拙稿①、参照。
- 20 「学級数ト職員数トノ関係」。
- 21 同年度の賀茂郡の尋常小学校(尋常科を含む)は67 校であり、実施校は32校であった。
- 22 なお、下黒瀬村の津江尋常小学校が裁縫科を実施す

- るのは明治33 (1900) 年である。前年度の女子就学率は75.5%であり、実施年度は86.6%となる。不就学女児対策の意味はまだあったといえる。
- 23 『広島県学事年報』, 1897年, p.13。同年度の県の公立尋常小学校は782校であるから, その2割強が補習 科を設置していた。
- 24 『広島県学事年報』, 1899年, pp.13-14。
- 25 なお, 津江尋常小学校と板城西尋常小学校における 補習科廃止と4年制移行は, それぞれ明治28 (1895) 年と同33 (1900) 年である。
- 26 『芸備日日新聞』,明治36 (1903) 年4月1日付。 なお,『沿革誌』は高等科併置について,その事実以上 のことを記さない。

年	度	学級数	職	員数と種	別
和曆	西曆	子敝奴	正教員	正教員外	合 計
明治 20	1887	1	1	0	1
明治 21	1888	2	0	2 (助1,雇1)	2
明治 22	1889	2	1	1 (助1)	2
明治 23	1890	2	1	1 (助1)	2
明治 24	1891	2	1	1 (雇1)	2
明治 25	1892	1	1	1 (准1)	2
明治 26	1893	2	1	1 (准1)	2
明治 27	1894	2	1	1 (准1)	2
明治 28	1895	2	1	0	1
明治 29	1896	2	1	1 (准1)	2
明治 30	1897	2	1	1 (准1)	2
明治 31	1898	2	1	1 (准1)	2
明治 32	1899	2	1	1 (准1)	2
明治 33	1900	2	1	1 (准1)	2
明治 34	1901	2	1	1 (准1)	2
明治 35	1902	2	1	1 (代1)	2
明治 36	1903	3 (高1)	2	1 (代1)	3
明治 37	1904	3 (高1)	2	2 (代2)	4
明治 38	1905	4 (高1)	2	2 (代2)	4
明治 39	1906	3 (高1)	2	2 (准1,代1)	4
明治 40	1907	3 (高1)	3	1 (准1)	4
明治 41	1908	3	3	1 (准1)	4
明治 42	1909	3	2	1 (准1)	3
明治 43	1910	4	2	2 (准1,代1)	4
明治 44	1911	4	1	3 (准2,代1)	4

学級数ト職員数トノ関係

- *「高」は高等科、「助」は助教員、「雇」は雇教員、「准」は准教員、 「代」は代用教員を示す。
- 27 『広島県学事年報』, 1899年, p.11。
- 28 『広島県学事年報』, 1904年, pp.97-101, 参照。
- 29 なお、同36 (1903) 年、郡内では上黒瀬尋常小学校のほか、2 校が高等科併置を果たした。この時点での黒瀬地域の各校のそれは認められない。
- 30 前掲, 『広島県史』近代1, pp.1134-1136, 参照。
- 31 明治期の『卒業証書台帳』の残存は尋常科のみであり、高等科はない。高等科の『卒業証書台帳』は大正9 (1920) 年度以降が伝わり、逆にこの時期の尋常科が残らない。大正期の分析は今後の課題としたい。
- 32 尋常科卒業者と進路に関する階層性や文化性の問題

- は、今後、他の関連資料との突き合わせ作業のめどが たてば、別稿を期したい。後述の高等科卒業者や中退 者についても同様である。
- 33 明治34 (1901) 年度の卒業者で高等科に進学した 男子の1人は、さらに中学校に進み、卒業している。 中学校名と中学校卒業後の進路は不明である。
- 34 明治39(1906)年度の卒業者で畳職1人が確認される。
- 35 一般に裁縫教育の充実は、振るわない女子就学を好 転させる手段として推奨された。しかし、すでに軌道 にのった女子就学動向があった同村にあっては、その 実施のねらいは、女子就学の普及や促進よりも、すで に具備する就学実態の発展や充実におかれたといえる のではないだろうか。明治36 (1903) 年, 上黒瀬尋 常小学校で実施された裁縫科は、その同年中、いった んは「本校二裁縫設置ノ件認可アリタリト雖村経済ノ 一点ヨリ実施スルニ至ラザリキ」事態となり、それを 経てのものであったから、待望の開始であった。推測 するならば、財政的基盤を整えつつあった村の現状と 相俟って実現した同校における裁縫教育の着手は、就 学対策の次段階の取り組みとして, 児童や保護者の ニーズをすくいあげ、小学校が備える教育課程のいっ そうの充実をはかろうとする動きの一環のなかにとら えるべきものと思われる。

【資料紹介】

以下,『沿革誌』のうち,本稿でとくに参照した「組織 ノ沿革」を紹介する。なお,漢字は原則として新字体を 使用した。句読点と並列点は原文にもとづくことを原則 としたが,適宜に読点と並列点を補った。合字は開いた。

組織ノ沿革

我国古来藩郷両学ノ制アリト雖モ概ネ士人以上ノ子弟ヲ教養スルニ止マリテ四民均シク入学シ得ルモノハ独私塾ト寺子屋アルノミ、本村モ明治ノ初年私塾強恕館ヲ宗近村ニ南方校ヲ南方村ニ創立シ四民教育ノ道ヲ開キシニ政府専ラ意ヲ教育ニ注ギ明治三年ニ月大学ニ於テ大中小学ノ規則ヲ定メ明治四年七月文部省ヲ創設シ全国ノ教育事務ヲ統摂スルニ及ヒテ学事ノ形勢茲ニ一変シ明治五年八月学制ヲ頒布シテ大ニ普通教育ヲ振起セリ、於此乎邦内到ル所漸次学校ヲ設立シ日ニ増月ニ盛ニ教育ノ普及ヲ図リシヲ以テ我ガ村モ亦此学制ニ基キ明治七年三月両公立小学校ヲ創立シーヲ宗近小学校ト称シーヲ南方小学校ト称ス、是レ本校ノ嚆矢ナリトス。

因曰当初私塾強恕館并二南方校ハ学科目及教授ノ秩序 ナク単二習字科ヲ主要トシ之二付随シテ生徒各自ノ希 望二応ジ珠算ヲ授ケタリ, 而シテ経費ハ生徒随意謝儀ヲ以テ教師ノ酬労ニ充テタリ。

両小学校ハ下等小学校ニシテ其ノ教科ハ綴字・習字・単語ノ読ミ方・算術・修身・単語ノ暗誦・会話ノ読方・単語ノ書取・本ノ読ミ方・会話ノ暗誦・地理ノ読ミ方・養生法ノロ授・会話ノ書取・読本輪講・地理輪講・物理学輪講・書牘文法トス^{製製}資際

而シテ其課程ヲ分チテ八級トシ毎級修業ハ六ヶ月ト定メ 学齢児童ノ始メテ入ルモノヲ第八級トシ次第二進ミテ第 一級二至リ全科ヲ卒業スルニハ修業年限四ヶ年ヲ要ス 明治七年小学校教則及校則ヲ制定セラル,其教科用図書 ヲ略記セバ左ノ如シ

五十音図,いろは図,単語図,連語図,濁音図,半濁音図,色図,日本数字掛図,算用数字掛図,羅馬数字掛図,加算九九図,減算九九図,乗算九九図,除算九九図,単語篇,学問ノ勧メ,啓蒙天地文,地球ノ文,究理問答,天変地異窮理図解,地理初歩,日本国尽,世界国尽,日本地図,万国地図等ナリ。

教育二要スル経費ハ各村ノ協議ヲ以テ之ヲ支弁セリ 明治八年七月小学読本,三字経,大統歌,小学算術書ヲ 教科用書トセリ

明治九年二月ヨリ日本地誌略,万国地誌略,日本史略, 万国史略ヲ教科用書トセリ

明治十一年九月本県小学校教則及校則ヲ発布セラレ其ノ 課程ヲ上下二等ニ分チ下等ハ八級上等ハ四級トシ毎級 六ヶ月ノ修業トス, 而シテ試験ハ三様二分チーヲ尋常試 験二ヲ定期試験トシ三ヲ卒業試験トス、尋常試験ハ毎月 末之ヲ行ヒ一組中ノ座次ヲ進退ス、定期試験ハ毎級ノ終 リニ之ヲ行ヒ卒業試験ハ全科修業ノ終リニ之ヲ行ヒ各級 ニテ学習セシ所ヲ試験スルモノニシテ毎科ノ点数五分ノ 二以上ヲ得タルモノヲ及第トシ其他ヲ落第トス,而シテ 其教科目ハ読物講義書取図学作文習字算術(驚)等ナリ 明治十二年九月学制ヲ廃シ更ニ教育令ヲ発布セラル、是 ヨリ小学校二関スル法令ハ其主意二従ヒテ変更セリ、今 其課目ヲ挙グレバ読書習字算術地理歴史修身ノ初歩トシ 之ヲ必修科ト定メ土地ノ状況ニ従ヒ罫画唱歌体操ヲ加へ 又ハ動物生理博物ノ大意ヲ加フ, 殊二女子ノ為二ハ裁縫 ヲ加フルコトヲ得其他百般ノ改正アリタレドモ要スルニ 教育令ノ精神タルヤ地二都鄙ノ別アリ人二貧富ノ差アリ 其状態ニ依リテ法律ノ範囲ヲ広メ成ルヲ人民ニ責メ勉メ テ其大綱ヲ総覧スルコトヲ期セシモノナリ, 然ルヲ当時 人民未夕向学ノ度高カラズ随テ弊害百出シ或ハ自由教育 ノ説起リ其極小学校二関スル諸般ノ事業頗ル頽弛崩解殆 収拾スヘカラザル境遇二至レリ、然レドモ国家ノ盛衰ハ 専ラ普通教育ノ弛張二関スルヲ以テ政府之レガ督励ヲ施 セシニ依リ其ノ甚シキニ至ラザリシハ幸ナリキ

明治十三年十二月改正教育令頒布セラル

同十四年五月改正教育令二基キテ小学校教則綱領ヲ規定

セラル

同年六月甲乙丙号ノ学事表ヲ規定セラル, 而シテ甲号表 ハ小学校ニ於テ調査シ其ノ他ハ官衙ニ於テ調査スルノ制 ナルヲ以テ教育上ノ統計稍備ハル

明治十五年四月教則綱領二基キ県甲第九十三号ヲ以テ公 立小学校教則及試験規則二達セラル学科ヲ分チテ初等科 中等科高等科ノ三等トス、初等科ハ修身・読書・習字・ 算術ノ初歩及唱歌・体操トシ中等科ハ修身・読書・習字・ 算術・地理・歴史・図画・博物・物理・農業・商業・裁 縫羊・唱歌・体操トシ高等科ハ修身・読書・習字・算術・ 地理・図画・博物・化学・生理・幾何・経済・裁縫・家 事・経済及唱歌・体操トス、而シテ学期ハ初等中等ハ各 三ヶ年高等科ハ二ヶ年通シテ八ヶ年トス、初等中等両科 ハ各六級高等科ハ四級二分チ毎級各六ヶ月ノ修業トス, 試験ヲ分チテ三種トシーヲ月次試験ニヲ定期試験三ヲ大 試験トス、月次試験ハ当月課業ヲ試ミ生徒ノ優劣ヲ判シ 其ノ座次ヲ進退スル者ニシテ毎月末之ヲ施行スルモノト ス, 定期試験ハ当期ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ検シ其学 級ヲ進ムルモノニシテ毎学期末之ヲ施行ス, 大試験ハ初 等科若クハ中等科若クハ高等科ノ課業ヲ試ミ生徒ノ得業 ヲ検定スルモノニシテ毎等科最后ノ学期末ニ之ヲ施行ス 我ガ両小学校ハ初等科中等科ヲ併置セリ

明治十五年九月始メテ小学校生徒賞与規則ヲ設定セラレ 奨励試験優等試験及年末賞与法施行セリ

明治十六年四月小学校規則ヲ改定セラル

同年五月十四日小学校教則同試験規則中数項ヲ改訂セラル,即チ月次試験ヲ日課試験定期試験ヲ進級試験ト改メ日課試験ハ生徒ノ習得セル課業ヲ臨時ニ試ミ其ノ優劣ヲ判シ教場ノ座次ヲ進退スルモノニシテ凡四週間毎ニ之ヲ施行ス,進級試験ハ当級ノ課業ヲ試ミ生徒ノ進否ヲ検シ学級ヲ進ムルモノニシテ毎級ノ課業ヲ修了セル毎ニ之ヲ施行ス,而シテ大試験ナルモノアリテ初等科若ク中等科若クハ高等科ノ課業ヲ試ミ生徒ノ得業ヲ検定スルモノニシテ毎等科課業ヲ修了セル毎ニ之ヲ施行ス,故ニ各等科第一級ノ生徒ハ別ニ本級ノ進級試験ヲ経ズシテ直チニ大試験ヲ受クルモノトス

明治十六年九月四日奨励試験ヲ廃シ前学年中試験超衆生 ヲ以テ優等試験応試生トナスベキ旨訓令セラル

明治十七年二月一日小学校生徒管理心得ヲ示サル

同年六月一日ヨリ八週間小学校教員ヲ講習セラル,其ノ 学科ハ教育学^{優秀を}学校管理法^{優秀を}心理学大意小学礼儀 ^{塩最優値}教授法^村最優合を体操等ナリキ,是レ実ニ教育管理法書 ノ書籍ヲ我ガ両小学校ニ適用シタル嚆矢ニシテ是レヨリ 開発的教授法ヲ実施スルニ至レリ

同年五月二十日小学校町訓導学務委員ノ印形提灯ノ徽章 ヲ定メラル

明治十八年七月一日甲第百三十六号ヲ以テ公立小学校教則及試験規則ヲ改定セラル、モ大同小異ニシテ只中等科

及高等科ノ学科礼節ヲ加ヘラレタルノミ

同年八月十二日改正ノ教育令ヲ頒布セラル,此ノ改正令ニ於テ小学校ハ組織完全ニシテ授業料ヲ徴収シ連合村費ヲ以テ其ノ経費ヲ補足シ適当ナル教員ヲ配置シ毎日五時間完全ナル教育ヲ施ス所トシ小学教場ハ授業料ヲ徴収セズ全ク連合村費ヲ以テ維持シ毎日三時間以内卑近ナル教育ヲ施シ以テ貧民就学ノ便ヲ得セシムル所トス,而シテ我ガ賀茂郡ヲ以テ一学区トシ郡長之ヲ管理シ学区内幾多ノ小学校ト小学教場トヲ設置セラルヽコトトナレリ明治十九年四月一日前令ニ基キ茲ニ初メテ本村両小学校ヲ合併シ賀茂小学区公立片山小学教場トハ名命セラレヌ同年九月三日小学校則ヲ改定セラル

同年十月十日小学校教則ヲ改定セラレ小学ハ児童ヲシテ 徳性ヲ修養シ身体ヲ発育シ将来ノ生活上ニ要スル普通ノ 智識ヲ得セシメ善良ノ臣民タルベキ地ヲ為サシムルヲ以 テ目的トス、而シテ小学科ハ尋常小学科高等小学科及簡 易小学科ノ三種トシ高等小学科ハ修身読書作文習字算術 地理歴史理科図画唱歌体操裁縫系トス,土地ノ状況二依リ 英語農業手工商業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得唱 歌ハ之ヲ欠クモ妨ケナシ、尋常小学科ハ修身読書作文習 字算術体操トス、土地ノ状況二依リテハ図画唱歌裁縫ノ 一科若クハ数科ヲ加フルコトヲ得小学簡易科ハ読書作文 習字算術トス、尋常及高等小学科ノ修業年限ハ各四ヶ年 トシ小学簡易科ノ修業年限ハ三ヶ年トス、而シテ小学簡 易科ノ学級ヲ定ムルニハ生徒六十人以下ヲ単学級生徒百 二十人以下ニシテ教員二人ノモノハ二学級生徒百二十人 以上若クハ教員三人以上ノモノハ三学級トス、三学級ノ 小学簡易科於テハ各一学年ヲ以テ一学級トセリ、授業日 数ハ毎学年四十二週日トシ授業時間ハ毎週高等科ハ三十 時半尋常科ハ二十五時半乃至二十八時半簡易科ハ十八時 トス

同年 月十日小学試験規則ヲ改定セラレ試験ヲ分チテ臨時試験定期試験ノニ種トシ臨時試験ハー学級中ノ一部ノ学業ヲ試ムルモノニシテー学年中四回乃至六回之レヲ施行ス,定期試験ハー学級ノ学業ヲ試ムルモノニシテ毎学級末之レヲ施行ス,而シテ各試験ハ主任教員ヲ以テ試司トス,其他問題数及得点ノ算出法等ナリ

明治二十年四月一日改正教則ヲ実施ス,而シテ片山小学教場ノ名称ヲ廃シ柳国簡易小学ト改称ス,是時ニ当リテ簡易科小学ノ教科用書ハ簡易読本作文階梯尋常習字帖 (鷹型編) 珠算全書附図珠算初歩戸外遊戯法ヲ用ヒ生徒ニ始メテ習字帖ヲ持タシム

同年九月二十二日本校卒業后一ヶ年温習科ヲ設置ス 同年十月十日本校名ヲ柳国小学校ト称シ教科目二珠算筆 算ヲ併置ス

明治二十一年一月二十八日小学校職員職制章程ヲ定メラル

同年二月二十四日本校温習科ヲ廃ス

同年六月二日生徒ノ礼式ヲ一定セラル 同年八月九日始メテ学校職員ノ服装ヲ定メラル 同年九月七日小学校職員ノ礼法ヲ一定セラル 明治二十二年二月八日小学校生徒人物査定法ヲ定メラル 同年二月十一日謹テ紀元節并ニ憲法発布ノ大典ヲ奉祝ス 同年三月十四日事務引継規則ヲ定メラル

同年十一月三日天長節并二立皇大子御宣下式ヲ奉祝ス 同二十三年九月十二日生徒人物査定法ヲ廃セラル 同年十月二日地方学事通則及小学校教員退隠料及遺族扶 助料法ヲ規定セラル

同年十月六日改正小学校令ヲ発布セラル 同年同月三十日教育二関シ 聖勅ヲ下シ賜フ 明治二十四年一月十三日子弟薫陶上ノ件訓令セラレヌ 勅語奉読方心得ヲ定メラル

同年二月七日学務委員事務取扱規則ヲ下賜セラレタルニ 依リ本村内公吏議員有志者学校職員生徒等ハ村境迄奉迎 シ式場ヲ本校ノ前庭トシ幕ヲ張リ縁門ヲ造リ玉灯ヲ吊ル ス等鄭重ナル装飾ヲナシ奉迎者及村内高齢者参列シ最モ 厳粛ニ奉読ノ式ヲ挙ケタリ,此日参列員高齢者生徒等ニ ー様ノ記念品ヲ贈与シケリ。

同年四月一日地方学事通則及小学校令中大一章各条第四章第二十五条乃至第三十四条及第三十六条第三十七条第三十九条第五章第四十三条第四十五条第五十条第七章第七十条乃至第九十二条ヲ実施セラレタルニヨリ小学区ヲ廃随テ本郡共通経済ヲ止メ尋常小学校ヲ設立維持スルハ其ノ町村ノ義務ニ帰ス,因テ本校モ本村ノ公立トナリ校名ヲ上黒瀬尋常小学校ト改称シ修業年限ヲ三ヶ年ト定メタリ

同年十一月十六日小学校長教員ノ称及其待遇ヲ定メラル、即チ(一)小学校長(二)訓導(三)准訓導ニシテ小学校長及訓導ハ判任文官ト同一待遇ヲ受クルコトトナレリ同年十一月十七日管内学校へ下賜セラレタル 御影并ニ教育ニ関シ下シタマヒタル 勅語謄本ハ校内一定ノ場所ヲ撰ヒ最モ尊重ニ奉置スベキ様訓令セラル

同日普通教育ノ施設二関スル文部大臣ノ意見ヲ表示セラレ又小学校長及教員ノ任用解職其他進退二関スル規則小学校長及教員職務及服務規則小学校長及教員ノ懲戒処分并二免許状褫奪二関スル規則学齢児童ヲ保護スベキモノト認ムベキ要件改正小学校令第十二条二基キ小学校教則大綱同令第十三条二基キ小学校毎週教授時間ノ制限随意科目等二関スル規則補習科ノ教科目及修業年限ノ諸規則ヲ発布セラル

明治二十五年二月十日小学校教員退隠料支給規則ヲ発布セラル

同年三月十二日小学校祝日儀式二関スル次第等及小学校 長教員職務及服務細則并二小学校長及教員ノ任用解職其 他進退二関スル細則学齢児童就学及家庭教育等二関スル 規則児童出席停止規則及小学校々舎校地校具体操場等設 備二関スル規則ヲ頒布セラル

同年三月二十四日小学校生徒授業料規則ヲ定メラル 同年三月三十一日小学校教則ヲ改定セラル此ノ新教則ハ 三十七条ヲ以テ編成シ之ヲ六章ニ分ツ、其ノ第一章ハ小 学校ノ本旨即チ小学校ハ児童身体ノ発達二留意シテ道徳 教育及国民教育ノ基礎并二其ノ生活二必須ナル普通ノ智 識技能ヲ授クルヲ以テ本旨トスコトヲ遵奉シテ児童ヲ教 育スベキコトヲ明示シ又各教科ノ教授要旨方法程度ヲ詳 悉セリ、第二章ハ学年及授業時間ト学校課程表第三章ハ 教授細目教授週録及性行録ヲ製シテ教授訓練上ノ参考ニ 供スベキ旨ヲ規定ス、第四章ハ試験規定ニシテ曰ク試験 ハ学業ノ進度及習熟ノ度ヲ検定シテ教授ノ参考ニ供シ若 クハ卒業ヲ認定スルヲ以テ目的トス、第五章ハ証書規定 第六章ハ補習科規定ナリ、而シテ同時二小学校々則ヲモ 改定セラル此ノ校則ハ十四条ヲ以テ編制シ之ヲ四章ニ分 ツ、其第一章ハ入退校規定第二章ハ生徒心得ヲ規定シテ 曰ク生徒ハ師長ノ指示教訓二従ヒ言行ヲ慎ミ学業ヲ励ミ 又健康ヲ保ツコトヲ勉メ且小学校二出テヽハ只管校則ヲ 遵守スベキト、第三章ハ生徒懲罰第四章ハ休業日ナリ 同年四月一日小学校令全部実施セラル、ヲ以テ是ヨリ教 育上諸般ノ設備ハ町村ノ責務ニ帰シタルニ依リ普通教育 モ漸次旺盛二至ルベキ筈ナルモ之ヲ実際二徴スル否ラザ ル以所ノモノハ想フ二町村二於テハ支弁スベキ費途多端 ニシテ独リ教育事業ニ費スコト能ハザル情況ト又教育ノ 事タル無形ニシテ其ノ成蹟ヲ永遠ニ期スベキモノナルニ 依り他ノ事業ノ如ク眼前二其利益ヲ拾収スルコト能ハサ ルニ依リ之ニ熱心スルモノ少キニ職由ス、然レドモ之ヲ 数年前二比スレバ稍其面目ヲ改メシニハ相違ナカルベシ 同月四日学級編制ノ規定二基キ本校ヲ弐学級トス

同月二十二日教授細目様式ヲ定メラル

此ノ年九月普通教育ノ普及改良上進ヲ図ルタメ第一回賀 茂郡教育品展覧会ヲ開カルヽニ際シ職員生徒出品シテ生 徒ノ受賞者六名アリタリ

明治二十六年一月十日本校々務細則来校人待遇規定小学校祝日大祭日参拝者心得祝日大祭日生徒心得参観人心得試験細則生徒并二職員貯金細則生徒性行ノ記録例語ヲ定

此ノ月始メテ授業料ヲ徴収ス, 其ノ方法ハ生徒ノ学年及 貧富ノ程度ニ依リ総テ十等ニ分チー人一ヶ月ノ最多額六 銭五厘最少額壱銭トス

同年四月始メテ生徒ノ性行録ヲ調製ス

同年五月五日儀式ハ三大節二於テ之ヲ行ヒ其ノ他ノ大祭 日及祭日二於テハ各学校ノ任意タル旨発布セラレ又同日 其ノ旨趣ヲモ発表セラル

同月十六日勅語奉読心得ヲ廃セラル

同月二十五日修業年限一ヶ年ノ補習科ヲ設置シ正教科ト 同時ニ教授ヲセリ

同月二十六日学校生徒ハ官吏及著名ノ人土地方往来ノ節

送迎禁止及運動ノ際盛粧ヲ競ハサル様致スベキ旨訓令セ ラル

同年八月十二日祝日大祭日儀式ノ際唱歌用二供スル歌詞 及歌譜ヲ撰定セラル

同年十二月二十一日小学校教員任用令発布セラル

同月二十三日小学校教員練習会規則ヲ廃セラレ続テ小学 校教員練習会開設方法ヲ定メラル

明治二十七年一月三十一日学校生徒ニシテ学校長教員ニ 対シ抵抗又ハ強迫ノ挙動ヲナシ或ハ課業ヲ妨害シ又ハ合 同欠課シ教員又校長ノ戒諭ニ順ハサルモノアルトキハ其 情重キ者ヲ一週間以上一ヶ年以内ノ停学又ハ放校ニ処ス ベキ旨訓令セラル

同年三月九日恭シク 天皇皇后陛下ノ御結婚満二十五年 ヲ奉祝ス

同年九月十五日山陽鉄道西条駅停車場二於テ職員一同恭 シク 天皇陛下ノ御通輦ヲ奉迎シタリ

附タリ此ノ年七月二十五日朝鮮ノ国豊島沖二於テ清国 軍艦我が帝国軍艦二向ヒテ発砲シタルヲ始メトシ遂ニ 両国開戦七月二十九日牙山成歓ノ大勝利トナリ八月一 日ヲ以テ宣戦ノ詔勅ヲ発セラルヽニ至リ九月十三日畏 クモ大毒県ヲ我ガ広島ニ進メ玉フコトヲ仰出サレ同月 十五日汽車ニテ西条駅御通輦アラセラレ恭シクモ 草 奔ノ卑民斉シク奉迎ノ栄ヲ得タリキ,此ノ日恰モ平壌 陥落皇軍大勝利ヲ得タル日ナリキ

同年十一月十七日山陽鉄道西条駅停車場二於テ証印一同 恭シク 皇太子殿下ノ御行啓ヲ奉迎ソ同年二十四日同上 恭シク 御還啓ヲ奉迎シタリ

此ノ年日清戦争ノ教育二及ホシタル影響ハ之ガ為メニ非常二忠君愛国ノ情ヲ旺盛ナラシメ随テ文部省訓令第六号ノ旨趣アリ主トシテ体育ヲ重ジ忠順ニシテ強健ナル人物ヲ養成スル方針ヲ取ルコトトセリ

明治二十八年四月四日本郡長中尾松太郎監督ノ為メ来校 セラレ学校組織教授等二関スル諸般ノ事ヲ監査シ且生徒 行為善良勤学超衆ノモノ弐名ヲ撰ビ親シク賞品ヲ授与シ 以テ奨励ノ意ヲ示サル

同年六月二十六日市町村立小学校職員ノ服装ヲ改定セラ

明治二十九年三月二廿三日市町村立小学校教員年功加俸 国庫補助法ヲ設ケラレ小学校ノ本科正准教員ニシテ同一 学校ニ五ヶ年以上勤続スルモノニハ本俸百分ノ十五(後 五ヶ年ヲ加フ毎ニ百分十ヲ加へ百分ノ三十五ニ至リテ止 ム)ノ年功加俸ヲ国庫ヨリ支給セラルヽコトトナリとレ ニ由テ其ノ職ヲ永続スルモノ漸ク多キニ至レリ。

同年四月限リ従来壱箇年修業年限ナル補習科ヲ廃シ更ニ 修業年限四ヶ年ノ尋常小学校ト改メヌ。

同年四月十六日明治廿七八年ノ事件二関シ 天皇陛下我 ガ広島大本営ニ御着発ノ両日ヲ以テ記念日トスベキ旨ヲ 訓令セラレタリ。 同年八月十七日学齢未満ノ児童ヲ小学校二就学セシムル コトヲ厳禁セラレタリ ・

同年十二月五日小学児童喫烟ヲ制止セラレタリ

明治三十年一月勅令第二号ヲ以テ小学教員月俸ノ平均額 并ニ市町村支出ノ義務額ヲ定メラレ之レヨリ全国小学教 員ハ漸ク優待セラレルヽニ至レリ。

同月 皇大后陛下御崩御遊バサレタル二因リ十二日ヨリ 五日間閉校シテ謹慎セリ,二月八日ハ御埋棺当日二付本 村氏神社ナル伊保宮二於テ全村民ト共二児童ヲ率ヒテ遙 二吊意ヲ表セリ。

同年三月限リ授業料ヲ廃セリ, 然レドモ従来徴収スル額 僅少ナリシ故カ別ニ就学ニ影響ヲ見ザルナリキ。

同年五月本郡第二回教育品展覧会ヲ開設セラレ児童成蹟 品ヲ出品シテ受賞シタルモノ男三人女二人アリタリ。

同年六月三日学校生徒ヲシテ期日ヲ定メ樹栽ヲ奨励スベ キ旨達セラレタリ。

同年十一月六日市町村立小学校授業料二関スル規定ヲ発 布セラル

明治三十一年一月八日公立諸学校二学校医ヲ設置スベキ旨勅令セラル。

同年十二月十三日本県小学校雇教員採用規定ヲ発布セラル。

明治三十二年一月十八日学齢児童就学及家庭教育等等二 関スル規則ヲ改正セラレ五月小学校則ヲ改正セラレ六月 一日小学校補習科設置規定ヲ定メラル

同年七月改正条約実施二就キ学校生徒教養方注意/訓令 ヲ発布セラレタリ。

此ノ年九月小学校々舎校具校地体操場農業練習上ノ設備 二関スル規則及表簿保存規程ヲ改正セラレ備へ付クベキ 表簿ノ種類ヲ定メラル。

明治三十三年三月三十日市町村立小学校教員加俸令ヲ廃セラレ(従来ノ年功加俸令ハ廃止)市町村立小学校本科教員ニシテ五ヶ年以上同一府県内ノ市町村立小学校二勤続シ地方長官ニ於テ成蹟佳良ナリト認メタル正教員ニハ年額二十四円同准教員ニハ十八円(後五ヶ年ヲ加フル毎ニ正教員ハ年額十八円准教員ハ十二円ヲ加フルコトヲ得)支給セラル、コト、ナリ、又単級学校ニ勤務スル正教員(環常等)ニハ年額二十四円以下其ノ僻地ニアル多級学校ニ勤務スルモノニハ地方長官必要ト認メタルトキハ年額十八円以下特別加俸ヲ給スルコトヲ得ルコトトナレリ、本県ニ於テハ其ノ最高額ヲ採リ前者ハニ十四円後者ハ十八円トセラレタリ。

同年八月小学校令ヲ改正発布セラル, 同令ハ九章二分ツ総テ七十三条ヨリ成リ其ノ施行規則ハ十章二分チ総テニ百二十三条ヨリ編成セラレタルモノニシテ諸般ノ法令細大概ネー括シテ大ニ参考上ノ便ヲ得タリ, 其旧令ト大ニ異ナルハ従来ノ試験法ヲ考査法ト改メ漢字ヲ制限シ読書作文習字ノ三科目ヲ合シテ国語ノー科目トシ学籍簿学齢

簿ヲ全国一致トシ俸給額標準ヲ示シテ殆全国ノ小学教員 ヲシテ不平均ナカラシムル等其著大ナルモノナリ。

同年九月廿四日市町村立小学校長教員ノ職務及服務細則 ヲ定メラル

同年十月廿四日小学校設備規則ヲ改正セラレ廿七日小学 校教員検定等ニ関スル細則ヲ定メラル,蓋従来ノ検定規 則ハ小学校令改正ノ結果廃止トナリタルニ因ル

同年九月八日市町村立小学校准教員ノ進退取扱手続ヲ定 メラル

明治三十四年一月二十三日市町村立小学校教員俸給旅費 及諸給与規則(代用教員ノ分モ)ヲ発布セラル,蓋シ従 来ノ諸規則ハ小学校令改正ノ結果廃止セラレタルナリ。 同年十二月十三日本郡長中尾松太郎氏来校セラレ親シク 本校諸般ノ模様ヲ検閲セラレタリ。

明治三十五年四月本校々務細則ヲ改訂シタリ。

明治三十六年一月学校基本財産蓄積方法ヲ制定シタリ, 其ノ方法ハ児童卒業及修業ノ際応分ニ拠金セシメ又ハ各 家ノ慶事及遊興ニ属スル諸興業等挙行ノ際其幾分ヲ寄附 セシメ或ハ篤志者ノ拠金ヲ勧誘スル等ナリ。

明治三十六年十月十五日本校二裁縫設置ノ件認可アリタリト雖村経済ノ一点ヨリ実施スルニ至ラザリキ

明治三十六年四月二日本尋常小学校二修業年限二ヶ年ノ 高等科併置ノ義認可セラレタリ,茲二於テカ弐学級ノ尋 常科二更二一学級ノ高等科ヲ併置シタルヲ以テ通シテ三 学級トナリ校名ヲバ上黒瀬鷲小学校ト改称スルニ至リタ リ。

明治三十六年十月二十日ヨリ裁縫科ヲ実施シ尋常科第三 学年以上ノ女児童ヲシテ履修セシム

本村立高等科ノ授業料ハ本村住民ハ毎月金弐拾銭他町村住民ハ二十五銭トシ毎月二十日限リ納付スルコト定メラル, 但一家両名以上同時ニ同科ニ就学スル場合ハ壱人全額同人他ハ半額ノ規定ナリ

明治三十七年二月満韓問題ニツキ露国ト交戦同月十日十日宣戦ノ詔勅下ル同時ニ文部省訓令第二号ヲ以テ宣戦ノ 詔勅発布ニツキ学校管理者職員及学生生徒ノ心得方ヲ示 サル,教育ノ事ハ義勇奉公勤倹貯蓄ノ精神鼓吹ニ傾キタ リ

同年七月十二日文部省訓令第六号ヲ以テ 天皇陛下畏ク モ本月十一日東京帝国大学ニ臨御セラレテ軍国多事ノ際 ト雖モ教育ノ事ハ忽ニスへカラス其局ニ当ルモノ克ク励 精セヨトル優渥ナル叡旨ヲ賜ハタルヲ以テ教育ニ関係ア ル者益奮励シテ教育ノ果効ヲ完クセンコトヲト示サル 明治三十七年九月十四日遼陽陥落ニツキ祝賀ノタメ本校 児童国旗行列ヲ行ヒ村内氏神社ニ参拝ス

明治三十八年一月五日金城鉄壁難攻不落ト称セラレタル 旅順陥落セルニツキ祝賀式ヲ挙行シテ記念樹ヲ行程ニ植 エタリ

明治三十八年六月二日奉天陥落セルニツキ祝賀ノタメ本

校児童国旗行列ヲ行ヒ村内氏神社ニ参拝ス

明治三十八年十一月十七年平和克復二ツキ 大元帥陛下 伊勢大廟ニ行幸アラセラレ奉告祭ヲ挙ゲサセラレ給ヒシ ニヨリ本校ニハ本郡訓令甲第二二号ニ基キ臨時休業シテ 敬意ヲ表ス

附明治三十六年春以来満韓問題ニツキ日露交渉セルモ 遂二破裂シテ三十七年二月十三日宣戦ノ詔勅ハ下リコ トト前後シテ我忠勇ナル豼貅艨艟ハ海ヲ渉リテ仁川旅 順方面ノ敵艦ヲ挫キ韓国及遼東半島二上陸シタル陸軍 ハ連戦連勝破竹ノ勢ヲ以テ大山元帥指揮ノ下ニ敵軍ヲ 遼陽奉天ト北二逐ヒ払ヒ海軍ハ東郷大将統率ノ下二露 国東渾艦隊ヲ撃破シ遠来ノバルチック艦隊モ僅二二昼 夜二テ日本海底ノ藻屑ト消エシメタリ、カク我軍ハ海 二陸二連戦連勝向フ所敵ナキノ勢ナリシガ米国大統領 ノ言ヲ容レテ講和談判ヲ米国ニ開キ彼我全権屡次ノ会 見ヲ経テ樺太ノ南宋韓国ノ優越権及遼東租借権譲渡等 ノ箇条ノ下ニ講和シタリ、 茲ニ於テ一年有余ノ大交戦 モ和ヲ結ビ平和ノ勅ハ下リ文部省ノ訓諭ハ出デタリ. 我国開闢以来ノ壮事皇威ハ六合二普及シ国光ハ八紘二 宣揚シ東渾ノ一等国トシテ世界二雄飛スルニ至レリ、 コノ戦役間本校二ハ戦略地図ヲ製シ本村出征軍人一覧 表及日露国勢比較表等ヲモ製作シテ児童教育ニ留意シ 出征軍人ノ送迎二怠リナク戦病死ノ葬儀二列シ家族遺 族ノ訪問慰藉二勉メ出軍者ノ慰問等二ハ惰ラザリキ 明治三十八年十月三十日本校二於テ日露平和ノ詔勅奉読

式ヲ挙行ス 同三十九年三月ヨリ授業料徴収ヲ廃止ス

明治四十年三月二十日勅令第五十二号ヲ以テ小学校令ヲ 改正セラル,主要ナル点ハ義務教育ヲ六箇年ニ延長サレ 且ツ高等小学校ノ修業年間ヲ二箇年若クハ三箇年トセラ レタルニアリ

同年三月廿五日文部省令第六号ヲ以テ小学校令施行規則 中ヲ改正セラル

同年三月廿五日文部省令第一号ヲ以テ小学校令中改正ノ 要旨ヲ示サル

明治四十年七月十四日広島県令四十六号,明治三十四年広島県令第六号市町村立小学校教員俸給旅費諸給与規則

中左ノ通り改正ス、第十条ノ但書ヲ左ノ通り改ム

但シ職務ノタメニ傷疾ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル者 夏季冬季休業中休養スル者又ハ女子出産前後通ジテ五 十日以内欠勤スル者ハ此限リニアラズ

第十六条教員ニシテ在職ノ侭小学校教員講習科ニ入学 スル者ニハ俸給ノ一部若クハ全部ヲ給ス

但其額ハ市町村町村学校組合又ハ区ノ意見ヲ聞キ之 ヲ定ム

明治四十一年三月三十一日本校高等科ヲ廃シ尋常科トナル,修業年限六ヶ年

明治四十一年九月七日文部省第二十六号二依リ左之通り 改正セラル

明治三十三年文部省令第十四号小学校令施行規則中左ノ通り改正ス

第十六条及第一号表乃至第三号表ヲ削除ス

附即

従前ノ規程ニヨリ編纂シタル教科用図書ハ其ノ改正シ タルモノヲ使用スルニ至ルマデ仍之ヲ使用セシム

明治四十一年九月七日文部省訓令第十号ヲ以テ小学校ニ 於テ教授ニ用フル仮名及事態字音仮名遣並ニ漢字ニ関ス ル従前ノ規程削除ニツキ其要点ヲ示サル

明治四十一年十月十四日大詔煥発セラル

明治四十二年四月文部省令第十二号ヲ以テ小学校令施行 規則ヲ改正セラル、其ノ要点ハ従来毎年四月一回ノ就学 期ナリシヲ更ニ九月ノ就学期ヲ増シ就学ノ便ヲ与ヘラレ 又一学校十二学級迄ノ制限ヲ改メテ十八学級迄ニ制限ヲ 拡張セラル、蓋義務教育六ヶ年ニ延長ノ結果従来ノ制限 ハ実際ノ状況ニ適切ナラザルモノアレバナリ

明治四十三年四月ヨリ各学科ノ教科用国定図書ヲ改定セ ラレタリ其ノ重ナルモノハ仮名遣ヲ旧ニ復シ読本如キハ 大二漢字ノ数ヲ増シタリ

明治四十五年二月校務細則ヲ改訂シタリ

天皇陛下明治四十五年七月十四日ヨリ御重症二渡ラセラ リシガ三十日午前一時四十三分崩御皇太子殿下直二御践 祚神器渡御遊バサシ大正ト元ヲ改メ玉フ, 乃チ三十日午 後四時児童ヲ急遽招集シ右ノ次第ヲ伝ヘ且ツ大喪中ノ注 意ヲ与ヘ五時半散解セシメタリ

The Establishment of Elementary Education in Agricultural Districts in the Meiji period of Japan: a Case of Kamigurose-village

Kazuaki KAJII

This paper discusses the process of establishment of elementary education in agricultural districts, focusing on Kamigurose-village in the Setouchi region of Japan.

Kamigurose-village founded Kamigurose ordinary elementary school in 1891. The number of students had increased year by year, the school attendance reached 90 percent in 1898 and was virtually 100 percent in 1907. Special mention should be made the school attendance of girls. That rose ahead of neighboring villages.

In a background of growing interests in education among people, Nakagurose-village set up advanced course in 1903. The students who graduated from advanced course came to go on to junior high school, and get modern jobs, such as public officials, school teachers, career soldiers, nurses.

Modern elementary education was firmly established in Kamigurose-village in 1900's and many villagers and their children began to use the expanding education opportunity to broaden the course in life.